

上下水道局告示第64号

令和8年7月3日

下水道事業受益者負担金に関する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないと認められるため、その送達に代えて公示送達をする。

当該書類は、熊本市上下水道局給排水設備課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

1 公示送達の効力の発生日

掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき

2 送達を受けるべき者の氏名

松本 逸子 (マツモト イツコ)

3 その他

プライバシー保護の観点から住所及び公示送達の詳細は記載していません。